

医療費控除が2017年分 から活用しやすく変わりました



多額の医療費等を支払ったときに確定申告をすることで所得税が還付される、医療費控除。2017年分からは、5年間の特例として「セルフメディケーション税制」を利用できるなどの変更があり、従来よりも活用しやすくなっています。

変更点 1

健保組合発行の『医療費のお知らせ』が活用できます

健康保険組合が発行する「医療費のお知らせ(医療費通知)」(原本)が活用できるようになりました。「医療費控除の明細書」に添付することで明細の記入を省略できます。

平成29年1月から11月分までの「医療費のお知らせ」を、平成30年2月中頃に事業所を通じて配付する予定です。12月分につきましては、従来通り領収書をご使用ください。

なお、記載されている金額がすべて正しいとは限りませんので、ご確認の上申告してください。

「医療費のお知らせ」は再発行できませんので、大切に保管しておきましょう。



▼『医療費控除の明細書』

※「セルフメディケーション税制」にも、専用の明細書があります。

変更点 2

医療費等の領収書が不要になり、『医療費控除の明細書』を添付します

2017年分の確定申告から、医療費等の領収書が不要になりました。国税庁のサイトなどから『医療費控除の明細書』をダウンロードし、明細を記入してください。

ただし、領収書は5年間保管する必要があります。

※経過措置として、3年間は従来の領収書による申告も可能です。



変更点 3

「セルフメディケーション税制」がスタート

従来は、1年間の医療費等の自己負担額が家族の分を含めて10万円を超えた場合(※1)に申告できました。「セルフメディケーション税制」では、かぜ薬や胃腸薬などスイッチOTC医薬品(※2)の購入合計額が12,000円を超えれば控除の対象になり、医療費控除の幅が広がりました。

※1 所得金額の5%のほうが少ない場合は、その額

※2 医師の処方が必要な医療用医薬品から転用された特定の有効成分を含む市販薬。OTC (Over The Counter) とは、薬局でカウンター越しに販売するという意味。

お得なほうを選んで申告しましょう

スイッチOTC医薬品を12,000円を超えて購入していて、医療費等の自己負担額も10万円を超えている場合は、どちらかを選んで申告します。どちらの減税額が多いかは、日本一般用医薬品連合会ホームページの「知ってトクするセルフメディケーション税制」サイトでシミュレーションできますので試してみましょう。

●日本一般用医薬品連合会 <https://www.jfsmi.jp/lp/tax/>

確定申告時の注意点

- セルフメディケーションの推進が目的のため、申告者が定期健診や予防接種など、健康づくりに一定の取り組みをしていることが条件です。健診などの結果通知表や領収書をご用意ください。
- ドラッグストアなどのレシートや領収書(対象の医薬品であることがわかるもの)が必要です。

対象の医薬品はこのマークが目印



●詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。住所を管轄する税務署へお問い合わせください。